

1. 大蔵公債省と中央銀行が1月8日に発表したアクションプランの内容・目的
(大蔵公債省、中央銀行1月8日付プレスリリースより)

(1) モバイル決済のためのプラットフォーム導入

銀行間電子決済システム(SPEI)のインフラを活用し、売り手と買い手がモバイル端末やインターネットを通じて処理することにより、無料かつ数秒で代金決済が完了する電子プラットフォームを導入する。同プラットフォームは、消費者に対して即時の安心で効率的な新たな支払手段を提供するとともに、商店に対して無料・即時の安全な決済手段を提供する。

(2) どの銀行でも使える給与担保ローンの導入

銀行に開設した給与口座を、開設した銀行の融資に限定されないあらゆる銀行の融資の担保として活用できるオープンなシステムを構築する。労働者は口座開設銀行に限定されない様々な銀行の融資を検討できるため、選択肢が広がり、競争が生まれてローンの利率が低下する。また、金融機関にとっても自行の顧客に限定されない多様な顧客をターゲットにできる。

(3) レポ取引の拡大に向けた規制の現代化

より多くの金融機関がレポ取引を実施できるよう規制を見直す。また、取引できる証券・債権の種類を柔軟化することで、固定金利債券市場や株式市場の資金流動性を高めるとともに、リスクを厳格にコントロールすることが狙い。

(4) 証券市場への上場促進に向けたインセンティブの付与と外国居住者が得るメキシコ社債の利子に対する源泉課税の免除

詳細は2.を参照。証券取引の活性化及び民間企業の上場促進を狙う。

(5) 年金基金など金融機関のレポ取引の柔軟化

中央銀行と他の金融当局が協力し、年金運用基金(AFORE)などの金融機関への許認可の付与を通じてレポ取引を通じた融資スキームを強化する。これにより、金融機関の融資を活性化させ、企業活動を促進するのが狙い。

(6) 年金基金の資金運用先多角化に向けた規制緩和

AFOREがより多くの収益率の高いインフラプロジェクトなどに投資できるようにし、運用利益を高めることで労働者の年金を増加させる。また、年金運用益の向上により、労働者の自主貯蓄を促すことも狙っている。

(7) 15～17歳の若者に対する金融機関口座開設の自由化

約700万人の若年層を金融サービスの受益者とする。また、政府の社会政策の対象となる若年層の補助金・奨励金受給口座の開設という目的もある。

(8) 開発銀行の統合・機能強化

農村地域や辺境地域など商業銀行のサービスが普及していない地域の1,500万人の住民に金融サービスを提供するため、貯蓄金融サービス銀行(BANSEFI)に農牧林業農村漁業開発金融公社(FND)、農村部門資本化投資基金(FOCIR)、リスク分担信託(FIRCO)、メキシコ農村保険公社(Agroasemex)の4機関を統合し、「メキシコ福祉銀行」に改称する。

2. 1月8日付官報公示政令の内容(官報公示政令より)

(A) 在メキシコ企業が証券市場で発行した社債の利子の外国居住者への送金に対する源泉課税の免除

メキシコ企業が証券取引所を通じて発行した債権の利子を外国居住者に送金する場合、所得税法第166条に基づき4.9%が源泉課税されるが、同課税に100%の税額控除の適用を認める。ただし、利益送金の対象となる外国居住者は、メキシコが二重課税防止条約、あるいは包括的な租税情報交換協定を締結している国の居住者でなければならない(日本の居住者は対象)。

(B) 新規公開株の譲渡益に対する減税措置

メキシコの証券取引所で上場された新規公開株の譲渡益に対する所得税(ISR)の税率を10%に軽減する。ただし、新規上場企業の資本金が100万ペソ(約570万円、1ペソ=約5.7円)以上でなければならない。所得税法上では株式の譲渡益について、証券取引所を通じて購入した株式でなければISRは10%に軽減されず、譲渡益が課税所得に合算されることにより、最高で35%(個人)や30%(法人)の税率が課税されるが、今回の政令により、資本金が100万ペソ以上の企業の新規公開株であれば、第三者を通じて証券取引所外で購入した株式であっても10%の軽減税率の対象となる。また、所得税法上では2年間で上場企業の資本金の10%分を超える株式を譲渡した場合には軽減税率が適用されないが、今回の政令により、一定の条件を満たせば軽減税率の適用が認められることとなった。

以上